

訴 状

2013年3月22日

津 地 方 裁 判 所 御 中

原 告 金 静 美 (キム チョンミ)
同 竹 本 昇 他 3 名
(別紙 1 原告目録のとおり)

(送達場所 原告 5 人全員に付)

〒

受取人 原告

電話

竹 本 昇

〒519-4392 三重県熊野市井戸町 796 番地

被 告

熊 野 市

同代表者兼処分行政庁

熊野市長 河 上 敢 二

2012 年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件

訴訟物の価格 16,200 円

貼用印紙代 1,000 円

第 1 請求の趣旨

1. 処分行政庁が 2012 年 5 月 7 日付けで原告らにたいしてした、別紙 2「不動産目録記載の土地に係る 2012 年度固定資産税賦課決定を取り消す。
2. 処分行政庁が 2012 年 5 月 30 日付で原告らにたいしてした、別紙 2「不動産目録」記載の土地に係る 2012 年度固定資産税減免不承認決定を取り消す。
3. 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 請求の原因

(一) 本件「2012年度固定資産税賦課処分」及び「2012年度固定資産税減免不承認」の取消しを求める「異議申立」を熊野市長が棄却するまでの経緯

1) 本件土地取得までの経緯

1 紀州鉾山への朝鮮人強制連行

1938年5月の「国家総動員法ヲ朝鮮、台湾及樺ニ施行スルノ件（勅令316号）」によって、「国家総動員法」が朝鮮で「施行」された。

この「国家総動員法」を前提にして、1939年7月4日に日本政府は1939年度の「労務動員実施計画綱領」を閣議決定した。そこでは、

「朝鮮人の労力移入を図り適切なる方策の下に特に其の労力を必要とする事業に従事せしむるものとす」（第13条）

とされてした。朝鮮人の日本への連行（「労力移入」）は、閣議決定により国民国家日本の政策として実施された。それは、「従事せしむるもの」という強制的なものであった。

1939年7月28日に、「朝鮮人労務者内地移住に関する方針」、「朝鮮人労務者募集要綱」（内務・厚生両次官名義の依命通牒）がだされ、「募集」方式での朝鮮人の日本への労働者としての連行が開始された。

アジア太平洋戦争開始2か月後、1942年2月に日本政府は「朝鮮人労務者活用に関する方策」を閣議決定し、「官斡旋」方式での朝鮮人の日本への労働者としての連行が開始された。

厚生省が提出した1943年の第84回帝国議会参考資料文書によれば、朝鮮人の日本への連行実施にあたり、厚生省、拓務省、朝鮮総督府が協議し「具体的移入要綱」を決定し、「朝鮮人労務者募集要綱」を地方長官に通牒している。「特に其の労力を必要とする事業」（軍需指定事業）の事業主は、「移入許可申請」を職業指導所に提出し、日本政府の許可のもとで朝鮮人を日本に連行している。

1944年9月に日本政府は「半島人労務者ノ移入ニ関スル件」を閣議決定し、「徴用」方式での朝鮮人の日本への労働者としての連行が開始された。

「募集」方式での朝鮮人の日本への労働者としての連行、「官斡旋」方式での朝鮮人の日本への労働者としての連行、「徴用」方式での朝鮮人の日本への労働者としての連行のいずれも、朝鮮人の自由意志にもとづくものではなく、強制力の強度の違いはあったが、いずれも強制的な連行であった。

このよう日本政府、日本の各自治体、企業が一体となり、朝鮮人を強制連行し、強制労働に就かせた。

熊野市においても、1940年から1945年の間に、1300人以上の朝鮮人が、石原産業海運（1943年6月に、現在の「石原産業株式会社」に社名変更）が経営していた紀州鉾山に強制連行されたことが当時の『知事引継書』（甲第1号証）から明らかになっている。劣悪な生活環境の下で、過酷な労働を強制され、多くの朝鮮人が命を失っている。

しかし、日本政府は、現在にいたるまで、朝鮮人強制連行にかんする具体的な調査をほとんどおこなっておらず、関係文書も十分には公開しておらず、特に重要な基本文書は隠蔽しており、強制連行した朝鮮人やその遺族に謝罪も賠償もしていない。

また、熊野市においても、紀州鉾山において朝鮮人が強制連行され、強制労働をさせられた事実を今日も隠蔽されている。それどころか、強制連行の責任者の一人であり石原産業の創業者でもある石原廣一郎を「広く南方各地で地下資源の開発を進める一方、一九三四年から紀和鉾山の開発に着手し、これを全国屈指の大鉾山に成長させて紀和町の輝かしい近代鉾山史を築きあげました」（鉾山資料館の2階、再現社長室の解説文）と称えて、侵略を肯定する記述がなされている。他地域・他国侵略の過去を反省せず、謝罪も賠償もしようとしていない。

人の意に反し連行し、労働に酷使し、死に至らしめることは犯罪である。強制連行・強制労働は、行政と企業によってなされた犯罪である。

2 石原産業はなにをしたか（強制連行、強制労働の証言）

石原産業によってなされた紀州鉾山への強制連行と紀州鉾山での強制労働の実態を知るため、原告らは、石原産業が1946年9月に三重県内務部に提出した報告書（以下、『1946年石原産業報告書』とする）（甲第2号証）をもとに、1996年10月から今日まで、紀州鉾山に強制連行された人の故郷を訪ね、存命者から当時の話を聞かせていただいた。その一部を報告する。

金興龍さん（江原道麟蹄郡1914年生）は次のように証言された。

「鉾山に行くとは知らないでつれていかれた。

徴用の年齢がすぎていたので、行かなくてもよかったのに、里長がむりに行かせた」、

「春川をとおってソウルにいき、そこで神社遙拝させられた」。

金石煥さん（江原道麟蹄郡1923年生）は次のように証言された。

「100人行くことになっていたが、2人欠けた。行かされる人間は区長が選んだ。令状はなく、ただ行けと連絡だけしてきた」。

「紀州鉾山にいっしょに行ったひとのなかに、結婚して3日目に連れてこられた人がいた。原州の人だった。そのとき、21歳。紀州鉾山で気がおかしくなって死んだ」。

林聖熙さん（慶尚北道安東市1922年生）は、つぎのように証言された。

「ある夜寝ているとき、とつぜん面の役人がつかまえにきた。昼来ると、逃げられるから、夜に来るんだ。以前は令状があったが、令状を送って逃げられたことがあって、わたしらのときは、なにもなかった。

面庁でひと晩ねて、出発した。日本人が面庁に来て見張っていた。行ったら生きて戻れると思わなかった。

紀州鉾山では人間としての扱いは受けなかった。逃亡する人がでたときには、それをみていて止めなかった人も殴られた。

解放になって、帰ってこれただけでありがたかった」。

また、原告らは、1996年11月及び1997年5月に、名古屋で許圭さん（1915年生）から話を聞かせていただいた。許圭さんは、1940年秋から1946年春まで紀州鉾山で朝鮮人労働者の「監督」をしていた。当時の名は「中山圭」であった。

許圭さんはつぎのように証言された。

「紀州鉾山で働いていた朝鮮人が逃げて、熊野川で流されて死んだことがあった。矯風会と警察から、いって調査してこいといわれて、いってきて、報告書をだした。

その後、会社から、朝鮮人のことを、責任もってやってくれといわれて、朝鮮人を徴用、管理するために、労務担当社員として入社した。日本人は、応召で労働者はすくないので、労働者を朝鮮からつものろうということだった。労働者を徴用するため、江華島、三陟、陽平、永川などに行った。連れてくる労働者の人数をきめるのは会社。今回は100人、とすると、大阪の鉾山局に申請する。どこそこの道、どこそこの郡から、何人、という許可証をもらって、それをもって、朝鮮に行く。朝鮮では、朝鮮総督府、道庁、警察などにあいさつにいて、金をわたした。釜山水上警察には、石原から100円、三井、三菱などからは300円がわたされていた。鐘路警察署長だけ朝鮮人だったが、あとはみな日本人だった。

一人で朝鮮にいったのではない。助手として、日本人の労務課員と朝鮮人を連れていった。その朝鮮人は、前に連れてきた人だった。医者も連れていった。

郡警察で、石原産業への徴用者をひきわたされた。郡から、指定列車で釜山へいき、釜山で船にのり下関へ。下関から列車にのり、大阪を経由して阿田和まで行き、そこからトラックで紀州鉾山へつれてきた。わたしは引率の責任者だった。郡の警察から、朝鮮人の名前、住所、年齢の書かれた名簿をもらった。

シンガポールにいた支店長大藪は、紀州鉾山に捕虜を連れてくる計画をもって、捕虜の管理責任者、労務課長として転勤してきた。会社から、朝鮮同胞は許さんに権限をあたえる、といわれた。

わたしのしごとは、徴用朝鮮人の監督だった。鉾山の労務係は15、6人いたが、うち、朝鮮人はわたしたち兄弟2人だけだった。

朝鮮人を収容するための八紘寮が完成したのは、わたしが徴用に出かけているときだった。寮長に大阪本社の警備隊長がなった。かれは反感をもたれて殴られけんかになった。殴った朝鮮人が警察に引っ張られる事件になった。わたしは朝鮮から帰ると、この寮長をやめさせた。

戦争がおわるすこしまえのことだと思うが、

「朝鮮民族は日本民族たるを喜ばず。将来の朝鮮民族の発展を見よ」

と坑道の入口にカンテラの火で焼きつけた文字があった。

この落書きが問題になり、憲兵がきてしごとが中止になった。朝鮮人を並べて、「だれが書いたのか」と調べた。落書きをみて、「ようやった」、「まったく、そのとおりだ」と思った。1、2日で、この落書きは消された」。

いずれも、石原産業による強制連行と強制労働を明らかにする証言である。

石原産業は、中国の海南島でも、1939年の占領直後から、日本海軍とともに海南島の資源調査を開始し、1940年7月から田独鉦山の鉄鉦石を日本の八幡製鉄所に送りはじめた。この田独鉦山で強制労働させられた朝鮮人は、「朝鮮報国隊」として朝鮮各地の監獄から日本政府・日本軍・朝鮮総督府によって海南島に強制連行された人たちであった。

また、石原産業は、フィリピンを占領した日本軍に従って、1942年1月から、フィリピンで、ルソン島のカランバヤンガン鉄山、ネグロス島のシパライ銅山、パナイ島のアンチケ銅山やピラカピス銅山などの「経営」を開始した。そして、石原産業は、軍とともに「労働者強制徴発の強行」をおこない、「日本人職員」は鉦山労働者に暴行を加えた。

3 紀州鉦山での朝鮮人強制労働と朝鮮人死者

紀州鉦山で亡くなった朝鮮人の人数と名前を明らかにする手がかりは、①『1946年石原産業報告書』、②1269人の名前と死亡年月日が記された『従業物故者 忌辰録』（石原産業作成、1955年10月10日現在調）という「会社創業以来の物故者」の名簿、③紀和町小栗須の慈雲寺にある紀州鉦山で亡くなった423人の名が記されている『紀州鉦業所物故者霊名』、④紀和町和気の本龍寺の無縁堂に納められた無縁仏をつつんだ白い布に書かれた名前などであり、それら日本にある資料とは別に、遺族の了解を得て韓国で確認することができた除籍簿がある。

『1946年石原産業報告書』は、強制連行の事実を裏付けるものではあるが、その記載内容は不十分であり、誤りあるいは虚偽が認められる。『1946年石原産業報告書』の数字をはるかに上回る数の死亡が認められ、明らかにこの記載内容は事実と異なっていることがこれまでの調査で判明している。

たとえば、『1946年石原産業報告書』のはじめの部分では、「死亡者数」は「10人」と記載されているが、名簿部分で「退所」（紀州鉦山を離れたこと）の「理由」として、「死亡」とされているのは5人だけである。

しかし、紀州鉦山の真実を明らかにする会の調査では、「退所」の「理由」として、「逃亡」と記載されている千炳台さんは、韓国慶尚北道安東郡臥龍面の面事務所で閲覧した除籍簿には、1944年8月1日に当時の上川村（旧、紀和町和気。現、熊野市）で死亡し、8月2日に死亡届けが出され、上川村長が受理した、と記されている。死亡届が出された1944年8月2日は、『1946年石原産業報告書』では、千炳台さんが「逃亡」とされている日である。

千炳台さんの名前は、上記の②と③でも記録されている。

「永田白洛」(本名、李白洛)さんは、『1946年石原産業報告書』では、「慰労金」「退職手当」「帰国旅費」を受け取って1945年12月24日に帰国したと書かれているが、韓国の除籍簿では、1945年6月29日に紀州鉾山で亡くなったと記されている。また、李白洛さんの名前は、上記の③のなかにもある。

「金岡學録」(本名、金學録)さんは、李白洛さんと同じく、『1946年石原産業報告書』では、「慰労金」「退職手当」「帰国旅費」を受け取って1945年12月24日に帰国したと書かれているが、1945年1月3日に紀州鉾山で亡くなったことが、上記②『従業物故者 忌辰録』(石原産業作成、1955年10月10日現在調)に記録されている。

金學録さんの名前は、上記③のなかにもある。

日本で作られた3つの文書資料とひとつの物資料のうち、①は、全員が朝鮮人と断定できる。

②③④は、①に記載された「創氏改名」された名前と照合しつつ、朝鮮人の名前によく使用される漢字、および本姓を残して2文字にした姓から考えて朝鮮人死者を特定した(たとえば、②と③で死亡が確認され、②で1944年8月6日に「殉職」とされている「安田徳勲」さんは、安徳勲さん)。

このようにして、②では24人、③では12人、④では5人が朝鮮人と考えられ、また、①の『1946年石原産業報告書』で、10人とされている「死亡者」のうち、名簿部分では「逃亡」あるいは「帰国」とされている3人が紀州鉾山で亡くなっていたことが、韓国での調査や②③の名簿資料によって明らかになった。

上記したように、紀州鉾山の真実を明らかにする会が、2010年3月28日の紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の除幕集会までに、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を確定することができたのは35人である。それは、死者の名前が記された4種の資料を整理し、精査し、調査することによってできたことであった。

35人の名前は、「創氏改名」されたひとたちの本名を確認できず、不完全であるが、その後、韓国での調査によって、①②③の資料で「創氏改名」された名前で記載されている「玉川光相」さんの本名が劉太相さんであることが明らかになった。

紀州鉾山で何人の朝鮮人が亡くなったのかも、その人たちの名前も、いまだ明確にされていない。熊野市は、そのことを明らかにする文書をいまだ積極的に開示しようとしていない。

4 追悼碑建立用地の提供を拒否した熊野市の不正義 —紀州鉾山の真実を明らかにする会がなぜ追悼碑の敷地を購入しなけりばならなかつたのか—

紀州鉾山に強制連行された人びとが日本の敗戦後に、鉾山労働から解放されて帰国して長い年月が経過し、当事者や関係者が年々他界し、存命の方がきわめて少数になっている。

紀州鉾山の真実を明らかにする会は、強制連行の犠牲者を追悼すると同時に、歴史の真実を究明しその責任を問いつける拠点として、早期の追悼碑の建立を決意した。

2008年6月27日、紀州鉾山の真実を明らかにする会は、在日本大韓民国民団三重県地

方本部と在日本朝鮮人総聯合会三重県本部とともに、熊野市に追悼碑建立用地として市有地の提供を文書で要望した（甲第3号証）。

だが、熊野市は理由を示さずそれを拒否した（甲第4号証）。

熊野市が所有・管理・運営している「熊野市紀和鉦山資料館」が建つ石原産業の所有地の一部の提供についても、紀州鉦山の真実を明らかにする会は、所有者である石原産業に要望（甲第5号証）し、石原産業は同意した（甲第6号証）にもかかわらず、熊野市は拒否し、この問題についての話し合いさえも拒否しつづけた。

2008年8月、紀州鉦山の真実を明らかにする会は、在日本大韓民国民団三重県地方本部と在日本朝鮮人総聯合会三重県本部とともに、「紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会」を結成し、追悼碑建立の実現に取り組んだ。

引き続き熊野市に追悼碑建立の用地を求めていくことも選択肢としてはあったが、被告の頑なな姿勢から時間がかかることが予測されたため、原告らは紀州鉦山から帰国された存命の当事者や親族が健在のうちに、追悼碑を建立したいと考え、近隣住民の協力を得て「鉦山資料館」と道路を挟んで斜め向かいに当たる本件土地（熊野市紀和町板屋 82-7、の宅地、214.24平方メートル）を購入した。

本来ならば、このとき、熊野市は、強制連行・強制労働における歴史的責任を自覚し、犠牲者にたいする謝罪と反省を込めて、追悼碑建立の土地を提供するべきであった。

2) 本件土地取得以後の経緯

1 追悼碑除幕集会

私たちは、購入した土地に追悼碑を建立し、2010年3月28日に除幕集会を開催した。追悼碑の前には、犠牲者35人の名前を記した35個の石が置かれた（甲第7号証）。

追悼碑に刻まれた碑文は次のとおりである。

碑文

追悼

朝鮮の故郷から遠く引き離され
紀州鉦山で働かされ、亡くなった人たち。
父母とともに来て亡くなった幼い子たち。
わたしたちは、なぜ、みなさんがここで命を
失わなければならなかったのかを明らかにし、
その歴史的責任を追究していきます。

2010年3月

紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会

また、追悼碑の横に設置された「追悼碑建立宣言」は次のとおりである(甲第7号証)。

追悼碑建立宣言

一九四〇年から一九四五年までに、のべ一三〇〇人を超える朝鮮人が、紀州鉾山に強制連行され強制労働させられました。一九四〇年以前にも、家族とともに紀州鉾山で働いていた朝鮮人がいました。

これまで、わたしたちが知りえた紀州鉾山で亡くなった朝鮮人は三五人ですが、そのなかには、朝鮮の故郷から強制連行されて、一か月後に命を失った人もいました。わたしたちは、その人たち一人ひとりを守る石をここに置きました。

紀州鉾山で、一九四一年五月に、朝鮮人一三〇人は、米穀の増配を要求してストライキをおこないました。一九四四年秋には、紀州鉾山の坑口に、「朝鮮民族は日本民族たるを喜ばず。将来の朝鮮民族の発展を見よ」と、カンテラの火で焼きつけられてあったといえます。

紀州鉾山を経営していた石原産業は、日本占領下の海南島で、田独鉾山を経営していました。田独鉾山で強制労働させられた朝鮮人は、「朝鮮報国隊」として朝鮮各地の監獄から日本政府・日本軍・朝鮮総督府によって海南島に強制連行された人たちでした。海南島で亡くなった朝鮮人の数もその名も、まだわかっていません。

田独鉾山に建てられている「田独万人坑死難砒工記念碑」には、「朝鮮、インド、台湾、香港、および海南島各地から連行されてきた労働者がここで虐待され酷使されて死んだ」と記されています。

一九四二年から石原産業は、フィリピンのカランバヤン鉾山、アンチケ鉾山、シパライ鉾山、ピラカピス鉾山などで、日本軍とともに資源略奪を開始し、多くのフィリピン人を強制的に働かせました。そのなかには、日本軍と戦って「捕虜」とされた人たちもいました。」

わたしたちは、この追悼碑をひとつの基点として、紀州鉾山から生きて故郷にもどることができなかったみなさん、海南島で死んだ朝鮮人、そしてアジア太平洋の各地で日本政府・日本軍・日本企業によって命を奪われた人びとを追悼し、その歴史的責任を追究していきます。

二〇一〇年三月

紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会
在日本大韓民国民団三重県地方本部
在日本朝鮮人総联合会三重県本部
紀州鉾山の真実を明らかにする会

碑文、追悼碑建立宣言は、事実を究明し、歴史的責任を明らかにする活動を行っていくことを誓うものである(甲第7号証)。

2 熊野市による追悼碑の敷地への不当課税

2009年7月10日に紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立するために紀州鉾山の真実を明らかにする会が購入した土地にたいして、熊野市は、2010年5月2日、2011年5月9日、2012年5月7日に固定資産税を課してきた。

2010年3月28日の追悼碑除幕集会から以後、この土地は、追悼碑を建立した目的のとおりに使用されていること(甲第8号証)は、2010年12月5日の追悼集会(甲第9号証)、2011年11月27日の追悼集会(甲第10号証)、2012年12月2日の追悼集会(甲第11号証)と毎年多数の参加者があり、この土地に公共性・公益性があることは、日が経つごとに明らかになっているにもかかわらず、それを無視して固定資産税を課してきた。また、この課税にたいして、2012年5月24日に減免を申請したが(甲第12号証)、これにたいしても熊野市は不承認とした(甲第13号証)。

地方税法第6条では「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる」と規定されており、熊野市は強制連行の歴史的責任を果たすために追悼碑の土地にたいする課税を不相当だと判断し、この規定に従って免税措置をとるべきであるにもかかわらず、その措置を怠り、不当な課税を行なったのである。また、熊野市市税条例71条第2号(公益性)、第4号(市長が認める特別な理由)では減免措置が規定されているにもかかわらず、熊野市は「公共性が認められない」としてこの規定の適用を拒んだ。

3 韓国での批判・抗議運動

熊野市と三重県が追悼碑の敷地に課税したことにたいして、韓国ではこの課税を不当だとする抗議活動が広がり、その報道がくりかえしなされた(甲第14号証の1)、(甲第14号証の2)。

545人以上の朝鮮人が強制連行された江原道では、祖父が紀州鉾山に強制連行された丁乙權江原道議会副議長が、2011年2月28日に、江原道議会において「紀州鉾山のある三重県熊野市に‘紀州鉾山で強制労働に苦しめられながら亡くなった朝鮮人を追悼する碑’を建てたが、公共性がないという理由で課税された。これに似た事例である紀州鉾山で働いていた英国人捕虜300人のうち、16名が死亡したが、その碑を建てたときに熊野市と石原産業が積極的に協力したという前例に照らしあわせて見たとき、非常に不当だ」と発言し、この日、江原道議会議員一同から、「追悼碑の敷地にたいし、“公共性がない”という理由で課税したという話に接しました。これは、非常に不当な処分であり、残念に思います。……彼らの無念の死と孤独な魂を悼み、両国の広い和解と友好の次元で、追慕碑の敷地にたいする課税を考え直していただけるよう、要請します」という抗議の嘆願書が出された(甲第15号証)。

また、慶尚北道では、金昌淑道議会議員が、2012年2月17日に、慶尚北道議会において紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する敷地への不当課税抗議、紀州鉾山朝鮮人強制連行の真相調査について発議し、この発議にもとづいて、3月22日に、慶尚北道議会は「紀州鉾山強制動員犠牲者の真相究明要求決議文」を採択し、紀州鉾山を訪問することが決定

された（甲第 16 号証）。この決定にもとづき、4 月 3 日午後、金昌淑道議会議員ら 4 名と道議会職員が、熊野市議会を訪問し、中田悦男議長に、「熊野市の紀州鉦山で亡くなられた韓国人にたいする真相糾明と追悼碑敷地の課税撤回を要求するため熊野市議会の議長さまを訪問することになりました。熊野市議会も紀州鉦山であった不幸な事件にたいし、関心を持って歴史的な真実糾明のためご協力をお願いします」と書いた慶尚北道議会議員の親書を手渡した（甲第 17 号証）。

このとき、金昌淑慶尚北道議会議員が「紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑が建っている敷地への課税など、紀州鉦山について、いままで知っていましたか？」という問いに、中田悦男議長は「紀州鉦山がある紀和町と合併してあまりたっておらず、2005 年 11 月 1 日ですが、いままで知りませんでした。これからは勉強しようと思います」と答えた（甲第 18 号証）。

4 その後も変わらない熊野市の対応

前述したように、中田悦男議長が紀州鉦山における朝鮮人の強制連行と強制労働についての「勉強」を約束したにもかかわらず、熊野市のその後の対応にはそのような姿勢が見られないことが次の事実からも明らかである。

熊野市は、「本物の坑道に入りたい」という市民の要望に応じて、2012 年 8 月 4 日と同年 11 月 27 日に、「坑道探検 in 紀州鉦山」と称して参加者を募集し、普段は開放されていない紀州鉦山の坑道の「探検」を行なった。本年も、この「探検」が企画される予定と聞いているが、この「探検」でなされた参加者への説明には、朝鮮人の強制連行・強制労働については何の説明もない。

被告熊野市の施設である熊野市紀和鉦山資料館には、「戦時下で徴兵によって減少した労働力を補うため英国人兵捕虜を働かせた」ことを人形を配して説明し、死亡した 16 人の名前が刻まれた碑の写真パネルが展示されている。ところが、同じ紀州鉦山で強制労働をさせられた朝鮮人犠牲者については、熊野市紀和鉦山資料館の展示の中にも、説明のビデオ映像にも全く示されておらず、『熊野市史』にも触れられていない。紀州鉦山の真実を明らかにする会は、10 数年前から紀和町（現熊野市）にたいして朝鮮人の強制連行とその犠牲者に関する資料の展示およびパネル解説を掲示するよう求め、紀和町はいったん了承したにもかかわらず、現在に至るまでその約束は履行されていない。

熊野市が「探検」と称して足を踏み入れたその場所は朝鮮人が命を落とした場所であり、そのことを思えば、強制連行・強制労働について無視しつづける熊野市の加害者としての自覚の無さと無神経さは、熊野市の道義性の無さを表すものである。この道義性の欠如が、追悼碑の敷地の公共性・公益性を認めず、不当課税となってあらわれている。

5 「未だ、公共性が認められるものと解し得ず」という「決定」が示している問題

熊野市長の 2012 年度固定資産税納税通知書（2012 年 5 月 7 日付）にたいして原告は、2012 年 5 月 24 日に熊野市長に、2012 年度固定資産税の免除を求めた。

これにたいして、熊野市長は、2012年度固定資産税の「減免不承認通知」（熊税第495号。2012年5月30日付）をだした。

これにたいして原告は、熊野市長に固定資産税賦課処分及び減免不承認処分の取消しを求める「異議申立書」（2012年7月9日付）を送った（甲第19号証）。2か月半後に熊野市長の「決定」（熊税第1500号。2012年9月21日付）が送られてきた（甲第20号証の1）。

それは、原告が熊野市長にだした2010年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分の取消しを求める「異議申立書」（2010年7月5日付）にたいする「決定」（熊税第1484号。2010年9月22日付）（甲第20号証の2）に2箇所文言が加筆されただけの文書であり、「本件異議申立てを棄却する」を「主文」とするものであった。加筆の1箇所は1頁目の「追悼集会の開催地であり」という文言であり、もう1箇所は2頁目の「これは社会正義に反するものである」という文言であった。

2010年9月の「決定」（熊税第1484号）にも2012年9月の「決定」（熊税第1500号）にも、つぎのように書かれている。

「地方税法第367条は、一定の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」と定め、同条の規定を受けて本件条例第71条第1項第4号は、固定資産税の減免ができる固定資産として「特別な理由があると市長が認定する固定資産」と定めている。

上記の規定等に照らせば、**いかなる場合に固定資産税の減免を実施するかは、市長の裁量に委ねられている**と解される。

異議申立人が、本件土地が紀州鉾山に強制連行され亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立した土地であり、公共性があることを理由に本件減免不承認処分が不当であるとする主張については、本件土地の登記簿上の所有名義人である異議申立人と外4名の者に公共性がみられないこと、また、本件土地が、所有名義人が本件土地を取得した目的に則した形で利用されているとの一事をもって、その土地利用には、**未だ、公共性が認められるものとも解し得ず**、よって、処分庁において、本件土地が「公共性がない」と判断したことについて、裁量権の逸脱又は乱用があるとはいえない。

2010年度固定資産税の賦課日2010年1月1日には、追悼碑は建立されていなかった。

2012年度固定資産税の賦課日2012年1月1日は、2010年3月28日の追悼碑除幕集会后であった。

それにもかかわらず、熊野市は、2010年度固定資産税異議申立棄却決定時と同じく2012年度固定資産税異議申立棄却決定時においても「その土地利用には、未だ、公共性が認められるものと解し得ず」と述べている。

「いかなる場合に固定資産税の減免を実施するかは、市長の裁量に委ねられていると解される」と明言しつつ、「英国人墓地」を熊野市指定文化財として公共性を認め、朝鮮人を追悼する碑の敷地については、「土地を取得した目的に則した形で利用されているとの一事をもって、その土地利用には、未だ、公共性が認められるものと解し得ず」する「決定」は、熊野市・熊野市長が、日本の朝鮮侵略の犠牲者を追悼する碑の敷地には課税してはならない、課税できないというあたりまえの社会倫理を確立できず社会正義を実現しようと

していないことを示している。

(二) 原告らが取得した本件不動産は、免税が相当である

1) 公共性・公益性

本件の土地が、地方税法 6 条による免税規定、および熊野市市税条例 71 条による減免規定にもとづいて免税されるべき理由として、本件土地が公共性、公益性を有すること、朝鮮人の犠牲者にたいする追悼に関する熊野市行政に明らかな民族差別があることを以下に述べたい。

1 他の自治体は、追悼碑の建立に公共性・公益性を認めている

日本の多くの地域に植民地朝鮮から強制連行された人びとが、採鉱、鉄道・道路敷設、ダム建設、工場などで、過酷な労働条件の下で働かされ、命を奪われた人も多い。その犠牲者にたいする地域自治体の対応は、その歴史にたいする責任の取り方を表している。

2010 年 11 月 7 日、相生市長参列の下で「第 16 回目の追悼式」を行なった兵庫県相生市では、播磨造船所に強制連行された「朝鮮人犠牲者の追悼碑建設」のために、市営墓地の一部の土地を無償提供する議案に議会が全会一致で賛成した事実がある(甲第 21 号証の 1)。

岐阜県(甲第 21 号証の 2)では、1956 年 6 月、元岐阜市長が委員長を務める中国人殉難者慰霊県実行委員会が、強制連行された県内 5 現場(瑞浪市・各務原市ほか)で死亡した 72 人の合同慰霊祭を行い、日本赤十字の船で遺骨を中国に送還した。以後 1990 年まで県内各地の慰霊事業に岐阜県から助成金が支出されている。

同様な事例として、2011 年 2 月 12 日の『北海道新聞』によれば、上川管内東川町で戦時下の朝鮮人強制動員を調べている町民有志のグループが同月 17 日から韓国を訪ね、同町内の遊水池建設に動員された 90 歳の男性 2 人に聞き取り調査を行うことに、調査に協力している東川町が費用の半額を助成した(甲第 21 号証の 3)。

このほか、強制連行された犠牲者の追悼の場に、群馬県(甲第 21 号証の 4)は県立公園の一部を提供し、大牟田市(甲第 21 号証の 5)でも市立公園を提供するなど、自治体はその責任において協力的に関わっている。

2 朝鮮人を追悼する碑には公共性がある、ということを紀州鉾山の真実を明らかにする会は明らかにしてきた

紀州鉾山の真実を明らかにする会による 10 数年にわたる調査活動を通して、紀州鉾山における朝鮮人の強制連行・強制労働の詳細な事実が究明され、日本政府・地方行政・企業の歴史的責任が明確にされた。

朝鮮人の追悼に熊野市が歴史的責任を負うという公共性を有することは、紀州鉾山の真実を明らかにする会の長期にわたる活動を通して裏付けられてきたのである。

① 追悼碑建立前の活動

1997 年に結成された紀州鉾山の真実を明らかにする会は、2010 年の追悼碑の建立に至るまで下記のような活動に取り組んできた(甲第 22 号証)。

- (1) 朝鮮人の「就労者名簿」をはじめとする強制連行に関する資料の収集。
- (2) 紀州鉾山における朝鮮人の「就労実態」に関する地元住民からの聞き取り。
- (3) 韓国で紀州鉾山に強制連行された体験者からの聞き取り。
- (4) 聞き取りや収集した資料の整理と公表。『会報』、ブックレット『木本トンネル、紀州鉾山、海南島の朝鮮人』などの発行、聞き取りに関するドキュメンタリーの制作など。
- (5) 熊野市紀和鉾山資料館における紀州鉾山の真実を明らかにする会が収集した資料の展示、『紀和町史』における強制連行に関する記述の追加について行政に要望し、朝鮮人強制連行の事実を社会に周知させる取り組み。

『紀和町史』（甲第23号証）や石原産業社史には朝鮮人の強制連行についての記述がごくわずかに記載されているだけであり、紀州鉾山の真実を明らかにする会による上記の活動を通して強制連行の実態が克明に究明され、詳細な事実が判明すると同時に、この事実を社会に周知させるとい取り組みが展開された。

紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の建立は、このような活動を集約する取り組みにほかならない。

さらに、紀州鉾山の真実を明らかにする会は、自主的にこのような活動に取り組むと同時に、紀和町（現熊野市）にたいしても、この取り組みを行政として推進すべきことを一貫して求めてきた。

建立のための土地の確保と、追悼の行事は、地域の自治体である熊野市が取り組むべき公共の事業であることを提言してきた。

だが、熊野市は理由を示すこともなしに、会との話し合いを拒否して、この提言を拒ける態度をとり続けた。

② 追悼碑建立後の活動

追悼碑建立後、毎年、日本各地および韓国からの参加者が、追悼碑の前に集まって追悼集会を開催している。

また、追悼碑の土地にたいする不当課税を訴えた訴訟が韓国で反響を呼び起し、韓国の道議会議員が熊野市・三重県にたいして固定資産税、不動産取得税の免税の要望書を送り、さらには来日して、三重県県議会、熊野市市議会と面会し、免税を求めた。

このような追悼碑の建立を相前後する長期にわたる紀州鉾山の真実を明らかにする会の活動のなかで追悼碑が建立されたのである。

熊野市が本件土地にたいして固定資産税を課するという行為は、10数年にわたる会の活動を通して明らかになった朝鮮人強制連行の実態を否定し、追悼碑の建立が熊野市行政の公共的責務であることを否定する行為であり、公共機関たる熊野市がみずから公共性を否定する行為である。

3 地方税法6条による免税、熊野市市税条例71条による減免の妥当性

以上述べたように、紀州鉾山における朝鮮人の強制連行・強制労働にたいして熊野市が歴史的責任を負うことが明らかになった以上、朝鮮人の犠牲者を追悼することは熊野市行

政が取り組むべき公的な責務であることがわかる。

その責務を果たさない熊野市に代わって原告らが取り組んでいる朝鮮人犠牲者の追悼の取り組みに公共性があることは疑いない。そして、現行の地方税法および熊野市市税条例には、その公共性にもとづいて課税を不相当とする、あるいは減免する規定が、以下のよう定められている。

地方税法 第6条

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

熊野市税条例第71条

市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別な理由があると市長が認定する固定資産

亡くなった朝鮮人を追悼する碑の敷地は、他の自治体の追悼碑や「慰霊碑」建立と同じ質の公共性・公益性を有しており、他民族・他国にたいする侵略や植民地支配という犯罪行為を反省し平和な社会を築く取り組みという公共性と公益性を有している。

この視点に立って、熊野市が、本件土地が地方税法第6条に規定する「公益」に該当するものと判断し、免税することが必要かつ妥当な措置であり、熊野市税条例第71条第2号「公益」または第4条「特別な理由があると市長が認定する固定資産」として減免することが必要かつ妥当な措置である。

2) 被告熊野市の民族差別

1 熊野市は「英国人墓地」を熊野市指定文化財としている

紀州鉦山で亡くなった英国兵捕虜16人にたいしては、1946年までに「英国人兵士の墓」(＝「外人墓地」)が石原産業によって造られているが、それは、1945年12月に社長の石原廣一郎氏がA級戦犯容疑で逮捕されたため、紀州鉦山での捕虜の扱いの犯罪性を軽減しようとして急遽造られたとする見方がある。

ここにあった16人の英国人兵捕虜の遺骨は1948年頃連合軍の墓地搜索班によって横浜の「英連邦墓地」に移されている。

熊野市(旧紀和町)はそれを知らながら、1965年に「墓地」の名をそのままにして文化財に指定し、今日も「史跡 外人墓地 紀和町指定文化財」の石碑があり、その碑文末部に「紀和町教育委員会」と署名されている。

この「史跡 外人墓地」について、「いつ誰がつくったものか」等、その成り立ちや経緯について、原告らが熊野市長と教育長に提出した(2009年9月11日付)「質問書」(甲第24号証)にたいし、市長は回答せず、社会教育課長の(同年10月16日付)「回答」(甲第25号証)が返された。それによると、「現在の英国人墓地は、1981年(原文元号)頃、紀和町の住民の方が個人で作ったもの」、つまり「石原産業がつくった墓地を少し(10mほど)ずらして移設し、新しい墓地にした」のは紀和町の住民個人であったとしている。これは「墓地・埋葬等に関する法にもとづく墓地ではない」そうであり、「1965年に紀和町がこれをなぜ文化財に指定したのかは、理由書がないから判らない」という。ただ「町指定の文化財として移設後も継承してきた」のであり、その後「1987年に紀和町が墓地を含めて石原産業から土地の寄贈を受けた」もので、2005年に熊野市文化財専門委員会が名称を変更したのは、「外人と言う表記は差別用語であり好ましくないから英国人に変更したもの」だそうである。

熊野市の回答は、原告らが調べたものと、節目の事項の年月日に疑問があり、移設についてもすべて住民個人の意思と好意でなされたものとは考え難いことなど、いくつか大きな疑問がある。しかしいずれにしても、この「英国人墓地」を今日もなお被告熊野市が指定文化財として管理していることは明らかであり、文化財として指定した紀和町時代から今に至るまでその公共性を認めてきた事実は疑いない。

「英国人墓地」については、文化財指定することによって、墓地とその土地の公共性・公益性を認めておきながら、朝鮮人を追悼する碑とその敷地については、土地が名義上私有地であることをもって公共性・公益性を認めず、行政の歴史的責任を果たそうとしない態度は民族差別である。

なお、紀州鉾山の真実を明らかにする会が2009年9月11に発した質問にたいして、2009年10月16日の熊野市の文書では、現在の「英国人墓地」には遺灰が埋められているというが、その遺灰がイギリス兵の遺灰なのか、あるいは朝鮮人の遺灰なのかは定かではない、と回答している。にもかかわらず、熊野市は社会にたいして、この墓地を英国人の墓地として認識させているのである。このような熊野市の姿勢は、文化財保護法第2条第1項の各号で規定されている「歴史上又は芸術上価値の高いもの」、「歴史上又は学術上価値の高いもの」の要件を満たしているとはとても言えない。熊野市は文化財指定をしている限り、法の趣旨に則り、事実関係を明らかにする社会的責任があるが、熊野市からはいまだに回答がない(甲第26号証の1)、(甲第26号証の2)。

2 「外人墓地供養経費」問題

被告熊野市は、「英国人墓地」については、「慰霊祭」を開催した老人クラブにたいして「供養経費」として2011年までの毎年1万円を交付する(甲第27号証)など、市費を支出している。これにたいして、「朝鮮人の追悼碑」には頑なに協力を拒否し続けている。

(三) なぜ朝鮮人が故郷から紀州鉾山に強制連行され紀州鉾山で亡くなったのか

朝鮮人を追悼する碑の敷地への課税は、社会正義に反し、憲法に違反している

国民国家日本は、他地域・他国を侵略し、植民地支配し、資源と生命と労力を奪ってきた。

中国侵略戦争のさなか、日本政府は、労働力不足を補い戦争を遂行するために、朝鮮人や中国人の日本への強制連行を開始し、強制労働させ、1945年8月の敗戦時まで多くの朝鮮人と中国人の命を奪った。

強制連行された朝鮮人や中国人は、鉾山、軍需工場、日本軍施設などで強制労働させられた。朝鮮人と中国人の強制連行・強制労働に日本の各地域の行政機関も加担した。

朝鮮人強制連行は、日本の法律に基づいた国家的事業であり、公共の行為であった

国家の公共的な行為の犠牲者に対する反省、謝罪、賠償、追悼も、公的になされなければならない。

しかし、日本政府は歴史的事実を明らかにしようとせず、侵略犯罪に対する反省もしようとしていない。強制連行された朝鮮人や中国人を強制的に働かせ、事故などで命を失わせた日本企業のほとんどが、その侵略犯罪を認めようとしておらず、謝罪・賠償をしていない。

熊野市は、熊野市の紀州鉾山に強制連行された朝鮮人を追悼することに公共性を認めず、追悼碑の敷地に課税している。この熊野市の行為は社会正義に反している。

「英国人墓地」については公共性を認め、朝鮮人を追悼する土地には公共性を認めないという熊野市の行為は、法の下での平等を定めた憲法14条及び民族差別を禁じた国際人権規約並びに人種差別撤廃条約に違反している。

原告らは、司法の場で正義が実現されることを願って本訴訟を提起する。

証拠方法

訴状提出と同時に提出する甲号書証、ほか、おって随時提出する甲号書証

添付書類

- 1 原告目録
- 2 不動産目録
- 3 訴状副本
- 4 訴状提出と同時提出の甲号書証とその証拠説明書